

○総務省令第六十四号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百十一号）の規定に基づき、並びに同法及び総務省関係法令を実施するため、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

総務大臣 高市 早苗

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する等の省令

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

(趣旨)

(趣旨)

第一条 総務省関係法令に規定する手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

第一条 総務省関係法令に規定する手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(以下「情報通信技術利用法」という。)第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

2 総務省関係法令に規定する手続等(情報通信技術活用法第六条から第九条までの規定を受け、るものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)に特段の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用法及びこの省令の規定の例による。

〔新設〕  
第二条 この省令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術利用法において使用する用語の例による。

(定義)

(定義)

第二条 この省令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用法において使用する用語の例による。

第二条 この省令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術利用法において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一略〕

〔一 同上〕

二 電子証明書 次に掲げるもの(行政機関等が情報通信技術活用法第六条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)をいう。

二 電子証明書 次に掲げるもの(行政機関等が情報通信技術利用法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)をいう。

〔イ〜ハ 略〕

〔イ〜ハ 同上〕

〔削る〕

〔適用範囲〕  
第三条 この省令は、別表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく手続等について適用する。

(申請等に係る電子情報処理組織)

〔新設〕

第三条 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機

第四条 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機に備えられ

に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

〔2 略〕

〔削る〕

3 法令（法律及び政令を除く。）の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

〔削る〕

（情報通信技術による手数料の納付）  
第五条 情報通信技術活用方法第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）  
第六条 情報通信技術活用方法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると行政機関等が認める場合
- 二 申請等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があるものと行政機関等が認める場合

たファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

〔2 同上〕

3 第一項の規定により申請等を行う者は、行政機関等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を情報通信技術利用法第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び当該行政機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

4 法令（法律及び政令を除く。）の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

5 行政機関等は、第一項の規定により申請等を行う者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請等を書面等により行うときに他の法令（法律及び政令を除く。）の規定により併せて提出すべきこととされている当該各号に掲げる書面等の提出を省略させることができる。

- 一 申請等を行う者に係る第二条第二号に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る住民票の写し、戸籍の謄本若しくは抄本、登記事項証明書又は印鑑証明書
  - 二 電気通信回線により提供される登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報をいう。）の利用を行政機関等に依頼するとき 当該登記情報に係る登記事項証明書
- 6 第一項の規定により申請等を行う者は、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付することができる。

〔新設〕

〔新設〕

〔処分通知等に係る電子情報処理組織〕

第七条 情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

〔電子情報処理組織による処分通知等〕

第八条 行政機関等は、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

〔処分通知等を受ける旨の表示の方式〕

第九条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等の定めるところによる届出

〔処分通知等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合〕

第十条 情報通信技術活用法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等の中にその原本を交付する必要があるものと行政機関等が認める場合

〔電磁的記録による縦覧等〕

第十一条 行政機関等は、情報通信技術活用法第八条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

〔電磁的記録による作成等〕

第十二条 行政機関等は、情報通信技術活用法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当

〔新設〕

〔電子情報処理組織による処分通知等〕

第五条 行政機関等は、情報通信技術活用法第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を同項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

〔電磁的記録による縦覧等〕

第六条 行政機関等は、情報通信技術活用法第五条第一項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

〔電磁的記録による作成等〕

第七条 行政機関等は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該書面等に記載すべき事項を当該行政

該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第十三条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術活用法第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、電子署名とする。

3 情報通信技術活用法第九条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、電子署名とする。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく申請等に係る特例）

第十四条 次に掲げる法令の規定に基づく申請等を情報通信技術活用法第六条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第四条第二項の規定は、適用しない。

一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）

三 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）

四 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第百九十九号）

2 前項に規定する場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置」とあるのは、「第四条第一項の規定による氏名又は名称の入力」とする。

（委任）

第十五条 この省令に定めるもののほか、総務省関係法令に規定する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、行政機関等が定める。

〔削る〕

機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第八条 情報通信技術利用法第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術利用法第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、電子署名とする。

3 情報通信技術利用法第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、電子署名とする。

〔新設〕

（委任）

第九条 この省令に定めるもののほか、総務省関係法令に規定する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、行政機関等が定める。

別表

〔略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令等の廃止）

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令（平成十六年総務省令第三十九号）

二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令（平成十六年総務省令第四十号）

三 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年総務省令第二百二十五号）

四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年総務省令第二百二十六号）

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第四項の送付に要する費用の納付方法を定める省令の一部改正）

第三条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第四項の送付に要する費用の納付方法を定める省令（平成十八年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改める。

（行政機関の保有する個人情報に関する法律施行令第二十二條の送付に要する費用の納付方法）  
法を定める省令の一部改正）

第四条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十二條の送付に要する費用の納付方法を定める省令（平成十八年総務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改める。

（行政不服審査法施行規則の一部改正）

第五条 行政不服審査法施行規則（平成二十八年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。  
第二条を次のように改める。

第二条 削除



第三条第二号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改める。

第五条中「第二条（第一項第二号を除く。）及び」を削り、同条の表第二条第一項の項及び第二条第二項の項を削る。

（地方自治法施行規則の一部改正）

第六条 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四の二中「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に改める。

（行政書士法施行規則の一部改正）

第七条 行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号口中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、同

項第二号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項」に改める。

（政治資金規正法施行規則の一部改正）

第八条 政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に、「第八条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

（自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令の一部改正）

第九条 自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令（平成二十一年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第三項中「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に改め

る。

（地方自治法第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告の手續に関する省令の一部改正）

第十条 地方自治法第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告の手續に関する省令（平成二十七年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第三項中「総務省関係法令に係る行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に改める。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十一条 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「並びに附則第九条の規定（総務省関係法令に係る行政手續等における情報

通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「第十五項」を「第十七項」に、「第七十二条の十三、第七十二条の三十三の二」を「第七十二条の三十一、第七十二条の三十三」に改める部分に限る。）に限る。）を削る。

附則第九条中「の一部を」を「（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を」に改め、同条のうち別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定中「第十五項」を「第十七項」に、「第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二」を「第七十二条の三十一、第七十二条の三十三」に、「」を削る。

（地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十二条 地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「並びに附則第八条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「第四十五条の二第五項」の下に「及び第六項」を加え、「第六項まで」を「第七項まで」に、「第三百十七条の二第五項及び第六項」を「第三百十

七条の二第五項から第七項まで」に改める部分に限る。）及び同表地方税法施行規則の項の改正規定（「第三条の三の二第一項及び第二項」の下に「、第三条の三の三第二項及び第四項」を、「第五条第三項」の下に「、第五条の二の二第一項及び第三項」を、「第十条の二の二第三項」の下に「、第十条の二の八第二項及び第四項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）に限る。）を削り、同条第三号中「及び附則第八条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「第四十項及び第四十一項」を「第四十項、第四十一項、第五十項、第五十一項及び第五十七項」に改め、「第七十二条の三十一」の下に「、第七十二条の三十二の二第一項、第二項及び第八項」を加え、「及び第三十七項（」を「、第三十七項、第四十六項、第四十七項及び第五十三項（」に改め、「第三十七項については第七百三十四条第三項において」の下に「、第三百二十一条の八第四十六項、第四十七項及び第五十三項については第一条第二項において」を加える部分に限る。）に限る。）を削る。

附則第八条中「の一部を」を「（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を」に改め、同条のうち、別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定中「第四十五条の二第五項」の下に「及び第六項」を加え、「第四十項及び第四十一項」を「第四十項、第四十一項、第五十項、第五十一項及び第五十七項」に改め、「第七十二条の三十一」の下に「、第七十二条の三十

二の二第一項、第二項及び第八項」を加え、「及び」、「第六項まで」を「第七項まで」に、「第三百十七條の二第五項及び第六項」を「第三百十七條の二第五項から第七項まで」に、「及び第三十七項（）」を「、第三十七項、第四十六項、第四十七項及び第五十三項（）」に改め、「第三十七項については第七百三十四條第三項において」の下に「、第三百二十一條の八第四十六項、第四十七項及び第五十三項については第一條第二項において」を加え「を削り、同表地方税法施行規則の項の改正規定中「第三條の三の二第一項及び第二項」の下に「、第三條の三の三第二項及び第四項」を、「第五條第三項」の下に「、第五條の二の二第一項及び第三項」を、「及び」、「第十條の二第三項」の下に「、第十條の二の八第二項及び第四項（これらの規定を第一條において準用する場合を含む。）」を削る。

（電波法施行規則の一部改正）

第十三條 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員會規則第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節の四 手数料等の徴収（第五十一條の九の二・第五十一條の九の三）」を「第二節の四 削除」に改める。

第三十八條第六項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技

術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「使用して」を「使用する方法により」に、「第二条第六号」を「第三条第八号」に改める。

第二節の四を次のように改める。

#### 第二節の四 削除

第五十一条の九の二及び第五十一条の九の三 削除

第五十二条の四第一項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改める。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第十四条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 無線局の運用等の特例に係る手続（第三十一条―第三十一条の五）」を「第七

第八章

章 無線局の運用等の特例に係る手続（第三十一条―第三十一条の五）

に改める。

章 雑則（第三十二条）

」

第七章の次に次の一章を加える。

## 第八章 雑則

(免許状等の送付に要する費用)

第三十二条 無線局の免許の申請その他法の規定による申請又は届出をする者が、申請又は届出に對する処分に関する書類の送付を希望するときは、当該申請者又は届出をする者は、総務大臣又は総合通信局長に当該書類の送付に要する費用を納めなければならない。この場合において、当該費用は、郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票により納めるものとする。



## 附 則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。